

Title	漢字字形から見た近代漢字字書の性格
Author(s)	楊, 昌洙
Citation	語文. 2001, 75-76, p. 57-66
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68977">https://hdl.handle.net/11094/68977</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 漢字字形から見た近代漢字字書の性格

楊 昌 洙

## 一、はじめに

日本近代の漢字字体を考えるためには、様々な資料がその対象になると思われるが、重要な資料の一つとして明治以降に出版された漢字字書が挙げられる。漢字字書は中国の文字である漢字を説明するものであるが、日本における漢字使用の規範をも示そうとしたものでもある。したがって、その字体は日本で用いられるべき基準を表そうとする性格を有していたものと思われる。字体の規範については、活字による漢和辞典の場合、その規範を『康熙字典』に求めることが多いという指摘があるが、漢字字書は前述したような性格を合わせて考えると、『康熙字典』を参考にしながらも、日本において用いられてきた字体へも配慮して作られたということが予想される。『康熙字典』は、明治以来製作された活字字体の handbook にもなっており、日本近代の漢字を語る上では重要な資料である。以上から、漢字字書は、日本における漢字字体の規範を示す字書であったという点で、日本近代において漢和辞典の規範となった『康熙字典』とともに漢字字体の資料として重要なものと考えられる。

本稿ではいくつかの漢字の字形について調査し、『康熙字典』との関連を含めて漢字字書の性格・特徴について考察することを目的と

する。なお、考察にあたって調査対象とした漢字字書は以下の一点である。<sup>(4)</sup>

番号	書名(内題) <sup>(5)</sup>	刊行年	版数	版種 <sup>(6)</sup>
①	龍頭増補字林玉篇大全	明治四年		木版
②	新万通字類大全	明治七年(凡例)		木版
③	撰新説大全正字通	明治九年		銅版 <sup>(7)</sup>
④	掌中明治字典	明治一三年		銅版
⑤	新刻広益無双玉篇	明治一八年		銅版
⑥	新刻広集玉編大全	明治二四年		石版
⑦	詳纂文日本大玉篇	明治二四年	再版	石版
⑧	無双新玉篇大全	明治三四年		銅版
⑨	明治大広益会玉篇大全	明治三六年	求版	銅版
⑩	漢和新字林	明治三九年	再版	活版
⑪	日本無双玉篇	明治四四年	三八版	石版
(初版は明治二六年二月刊行)				
⑫	龍頭帝國会玉篇	大正二年		銅版
⑬	漢和大字典	大正二年	二二版	活版
⑭	新撰日本新玉篇	大正三年	二八版	活版

## 二、漢字字形の実態

### 二・一、曾・薩について

漢字字書は基本的に『康熙字典』の字体を規範として受け継ぐ傾向がある。しかし、場合によってはそうでないものも含まれている。ここでは、漢字字書に必ずしも『康熙字典』に限定されない字体が採用されることの背景を手書きの際の字体である書写体という観点から考察する。その例として「曾」と「薩」を取り上げることにする。

「曾」を第一・二画の形態によって分類すると、漢字字書では以下の三つの字形が確認できる。

a 曾 (『康熙字典』の字体)<sup>(8)</sup>

- ① 『鼈頭増補字林玉篇大全』 明治四年 木版
- ② 『新訳大全正字通』 明治九年 銅版
- ③ 『新刻広集玉編大全』 明治二四年 石版
- ④ 『無双新玉篇大全』 明治三四年 銅版
- ⑤ 『明治大広益会玉篇大全』 明治三六年 銅版
- ⑥ 『漢和新字林』 明治三九年 活版
- ⑦ 『日本無双玉篇』 明治四四年 石版
- ⑧ 『鼈頭帝国会玉篇』 大正二年 銅版
- ⑨ 『漢和大字典』 大正二年 活版
- ⑩ 『新撰日本新玉篇』 大正三年 活版

b 曾

- ⑪ 『掌中明治字典』 明治一三年 銅版
- ⑫ 『新刻広益無双玉篇』 明治一八年 銅版

- ⑦ 『纂註日本大玉篇』 明治二四年 石版
- c 曾

- ② 『新万通字類大全』 明治七年 木版

これらの字形を形態の特徴から見ることにする。まず a「曾」は、『康熙字典』の字形である。これは、第二画が横線を描いた後らう形になる。「八」である点で、「ハ」の形である b「曾」と区別される。b は a とデザイン上の違いによる字形と判断してよいと思われる。a b は下開きの字形として統合できる。c「曾」は a b とは違い第一・二画が上開きになっている。

次に各字形の字書ごとの分布という観点から考察を進める。まず a は一〇種の字書に採用されており、銅版、石版、活版など、版の種類に関係なく採用されている点、また明治初期から大正までの字書にかけて採用されている点から、漢字字書に採用される一般的な字形であったと思われる。b は明治一〇年・二〇年代の三種の字書で見られる字形である。第一・二画に注目すると、一三種の字書が a b いずれかの形態を採用していることになり、漢字字書では下開きの形態が一般的であったといえる。

一方、上開きの字形である c「曾」は②『新万通字類大全』のみで見られる。同書は木版で、その凡例には「此字書ハ幼童女子搜索シ易カラシテ主旨トシ字彙ノ檢字法ニ倣ヒ偏冠ヲ論ゼズ只現在ノ総画ニテ引ク也」、「此書ハ専ラ通俗ヲ主トスルガ故ニ音訓ノ仮字モ亦通俗ニ随フモノ尠シトセズ」などの記述が見られる。これらの記述から、c「曾」は幼童女子の便宜をはかり、通俗を主とする方針を重視する方針により採用された字形として注目される。

第一・二画においてその形態が下開きと、上開きの場合の対比は、国定国語教科書（以下、「国定読本」と呼ぶ）で見られる「曾」の字形の変遷においても看取される。国定読本は明治三七（一九〇四）から第一期の教材が使用されはじめ、昭和二二（一九四七）年使用開始の第六期に至るまで全六期にかけて出版された全国共通の国語教科書である。国定読本は漢字の字体の面から見ると、第四期を境に使用字体に大きな変化が認められる。

第一期から第三期の国定読本は手書きによる版下から作られており、その字体には手書きに基づいた「書写体」が採用されている。<sup>(10)</sup>これに対して昭和八（一九三三）年から使用され始めた第四期の国定読本では、全二二巻のうち第五巻から「文部省活字」といわれる活字が使われ、以後第五期・第六期まで使用されるようになる。この活字は井上千圃という書家が書いた文字を活字化したもので、基本的に『康熙字典』の字体を基に作られている。<sup>(11)</sup>

具体的に国定読本での字形を見ていくと、第二期には「曾」、第三期には「曾」と第一・二画が上開きの形態の字形が採用されている。これらの字形は書写体を反映しているものと考えられる。これに対し第四期の国定読本では「曾」の字形が採用されており、この変化は『康熙字典』の字体を採用する方針の転換によるものと見てよいと思われる。

以上のように、『新万通字類大全』に採用されているc「曾」は、漢字字書に、『康熙字典』と異なる、書写体と考えられる字形が採用されている点で注目されるものである。更に、幼童女子を考慮し、通俗を主とする方針と木版という点を考えると、字書編纂の方針や版の種類によって採用される字体が異なってくる可能性を示唆する

例として注目される。

漢字字書では、「曾」のように字書編纂の方針や版の種類と関連して『康熙字典』にない字形が採用される場合が見られた。またこれは書写体と『康熙字典』の字体の使用とも関連づけて考えることができた。しかし、そのような個別の事情からは離れて、ある一群の字書では『康熙字典』の字形を提出しながらも、別の一群の字書では同じ漢字の書写体と思われる字形の方を採用している場合も見られる。その一例としてここでは「薩」を取り上げることとする。「産」の形態に注目してその字形と採用されている字書を分類すると次のようになる。

I 「産」を採用しているもの

a 薩（『康熙字典』の字体）

⑬ 『漢和大典』 大正二年 活版

b 薩

① 『龍頭増補字林玉篇大全』 明治四年 木版

⑧ 『無双新玉篇大全』 明治三四年 銅版

⑫ 『家語 帝国会玉篇』 大正二年 銅版

c 薩

⑩ 『漢和新字林』 明治三九年 活版

⑭ 『新撰 日本新玉篇』 大正三年 活版

II 「産」を採用しているもの

d 産

② 『新万通字類大全』 明治七年 木版

④ 『掌中明治字典』 明治一三年 銅版

⑦ 『纂註 日本大玉篇』 明治二四年 石版

e 薩

⑤ 『明治広益無双玉篇』 明治一八年 銅版

III 「産」を採用しているもの

f 薩

⑨ 『明治大広益会玉篇大全』 明治三六年 銅版

g 薩

⑥ 『明治新刻広集玉編大全』 明治二四年 石版

漢字字書では、「産」に注目した場合、『康熙字典』の形態である

「産」を採用しているI、書写体と見られる「産」を採用している

II、「産」を採用しているIIIの三つの類に分けることができる。

Iには六種の字書が含まれており、草冠の形態の違いによってa bcに分けているが、ともに「産」の形態を採用している点では、『康熙字典』を重視して採用された字形と見ることができ、特に

この類には今回の調査対象の字書のうち活版の字書三つがすべて含まれている点が目立つ。これは、活版の字書では銅版や石版に比べてより厳密に『康熙字典』の基準に近い字形を採用する傾向を示すものと考えられ、注目される。

IIは、書写体と見られる「産」の形態を採用しているものである。

四種の字書がこの類に属しており、数の面から見ても必ずしも少数派とは言えない。この形態は、Iの「産」とともに一般的に使われていたものと見られる。これらは、漢字字書が『康熙字典』とは異なる、日本における漢字字体の実態を反映している点を表わす例と  
思われ注目される。

「薩」は、国定読本でも期によってその形態上の変化が見られるものである。<sup>(12)</sup>「産」の形態に注目すると、国定読本においては、全六期のうち、書写体を基本にしている第一期から第三期では「産」が採用されているのに対し、『康熙字典』を尊重する文部省活字を使用しはじめた第四期から第六期の国定読本では、その形態が「産」に変わっているのである。

IIIは、「産」の形態を採用しているが、この形態は⑥⑨の二種の字書に採用されており、IIの「産」と同じく『康熙字典』とは異なる日本における漢字字体を反映しているものと思われる。

以上から、「薩」に関して、『康熙字典』の字形である「薩」と書写体の字形である「薩」と、漢字字書ではその両方が見出し字になっていることが確認できた。これは、漢字字書が『康熙字典』の字体を尊重する態度を有する一方で、刊行当時の一般的な通用の字形を取り入れる姿勢をも示している例と考えられ注目される。

## 二・二、「廢」について

漢字字書が基本的に『康熙字典』を重視する傾向がある点については前にも述べた。しかし、『康熙字典』に載っている字形を挙げながらも、字体の差と認められる多様なバリエーションが多く、字書で見られる。そのような例の一つとして「廢」を取り上げたいと思う。

本稿で取り上げた漢字字書では次に挙げる八種の字形が確認でき

a 廢（『康熙字典』の標準体）<sup>(13)</sup>

b 廢（『康熙字典』の俗字）

c 既(『康熙字典』の俗字) d 廠 e 廡 f 廡 g 既 h 既

これらの字形を、形態の観点から見ると、まず『康熙字典』所載の字形である a 「廡」 b 「廡」 c 「既」 が基本になっており、さらにこれら三つと部分的に形態が異なる異字形(d、h)が認められる。以上の字形に注目して、漢字字書を分類すると以下のようなになる。字形を表すアルファベットに付けた( ) では、各字書における該当字形に対する注記を記した。

A 『康熙字典』の標準体 a を採用しているもの

I 『康熙字典』の三つの字形 a b c が載っており、b c に「俗」の記述がある字書

④ 『掌中明治字典』 明治一三年 銅版

⑨ 『明治大広益会玉篇大全』 明治三六年 銅版

II 『康熙字典』の標準体 a と、俗字 b c のうちのいずれか一字が採用されている字書

⑤ 『明治広益無双玉篇』 明治一八年 銅版 a c (俗)

⑥ 『新刻広集玉編大全』 明治二四年 石版 a b (俗) e

(同)

⑫ 『<sup>家</sup> 龜頭 帝国会玉篇』 大正二年 銅版 a b

III 『康熙字典』の標準体 a のみが採用されている字書

⑧ 『無双新玉篇大全』 明治三四年 銅版

IV 『康熙字典』の標準体 a と、『康熙字典』には掲載されない異字形が採用されている字書

⑩ 『漢和新字林』 明治三九年 活版 a g (俗)

B 『康熙字典』の標準体 a を採用していないもの

V 『康熙字典』の俗字のみが採用されている字書

⑦ 『<sup>家</sup> 詳註 日本大玉篇』 明治二四年 石版 b c (俗)

VI 『康熙字典』の俗字と『康熙字典』には掲載されない異字形が採用されている字書

① 『龜頭増補字林玉篇大全』 明治四年 木版 c (俗) d

(俗) h (俗)

② 『<sup>新</sup> 万通字類大全』 明治七年 木版 b f

⑬ 『漢和大字典』 大正二年 活版 b (俗) c (俗) d

(同)

VII 『康熙字典』に掲載されない字形のみが採用されている字書

③ 『新訳大金正字通』 明治九年 銅板 d (同) g

『康熙字典』の三つの字形の採用の観点から漢字字書を分類すると、『康熙字典』の標準体である a 「廡」を採用している A (I II III IV)、採用していない B (V VI) の二つに大きく分けることが可能である。

『康熙字典』の標準体である a 「廡」を採用している A のうち、『康熙字典』の字形 a b c がすべて見られるのは I の④ 『掌中明治字典』(明治一三年・銅版)、⑨ 『明治大広益会玉篇大全』(明治三六年・銅版)の二種の字書のみである。他の字書では『康熙字典』の記載を全くそのままの形で取り入れようとする姿勢が見られないようである。特に⑫ 『<sup>家</sup> 龜頭 帝国会玉篇』(大正二年・銅版)は、『康熙字典』における俗字 b に注記を付しておらず、標準体と同じ扱いをしている点で、『康熙字典』の規範に対して厳密でない。

また、Aには『康熙字典』の字形と一部の形が異なる異字形を掲出する字書も見られる。例えば⑥『新刻広集玉編大全』（明治一四年・石版）にはaの「爰」が「𠄎」になっているe「𠄎」が採用されており、「同」の注記が見られる。これは当時の通用的な字形が反映されているものと思われるが、その字形が『康熙字典』のそれとは一致せず、日本で用いられた漢字の字形が採用されている例と見られ注目される。また、⑩『漢和新字林』（明治三九年・活版）にはc「𠄎」の「白」の下部が「匕」になっているg「𠄎」の字形が見られる。これは、後述するが、より『康熙字典』に近い字形を採用することが予想される活版の字書に異字形が採用されている例として注目される。

次に『康熙字典』の標準体aが採用されていないBについて見ていきたい。Bは『康熙字典』の規範と異なる基準で字形を掲出しているものと考えられる。ただしBに当たる六種の字書には標準体aは採用されていないが、③以外はこの字書にも『康熙字典』に俗字として掲出されているbcのいずれかの字形は含まれている。なかには⑦<sup>〔詳註〕</sup>『日本大玉篇』（明治一四年・石版）や②『新万通字類大全』（明治七年・木版）のように、俗字との注記がなく標準体として採用されていると思われるものもあり、『康熙字典』の規範と合致しない例と見ることが出来る。

Aの場合と同じくBでも『康熙字典』とは異なる異字形が採用されている字書が見られる。VIの三種の字書がそれに当たり、中には『康熙字典』の字形と一部が異なるものが見られる。すなわち②『新万通字類大全』（明治七年・木版）には、c「𠄎」の第三画がないf「𠄎」の字形が見られ、⑬『漢和字典』（大正二年・活版）に

はa「𠄎」と「白」の下部の形が異なるd「𠄎」が採用されている②と⑬はいずれも『康熙字典』の規範とは異なる字形を採用している点で注目される。特に⑬の場合は、Aの⑩の場合と同じく、活版に『康熙字典』とは異なる字形が採用されている点で注目される。このほか、①『龜頭増補字林玉篇大全』（明治四年・木版）では、異字形h「𠄎」が見られ、これはc「𠄎」と類似しているがその字形が他の字書では見られないものである。③はBの中でも『康熙字典』掲載の漢字と異なる形態のd gのみが採用されている。

以上、「𠄎」の漢字字書での字形について考察した。この字に見られた多くの異字形は、基本的に『康熙字典』の字形abcと一部の形が異なる形のものである。これらの異字形は『康熙字典』とは異なる字形ではあるが日本において使用される漢字の規範の形を表しているものと思われ、漢字字書刊行当時の通用的な漢字の字形を反映しているものとして注目される。この点に関しては他資料との比較による検証が必要と思われるが今後の課題にしたい。

## 二・三、「𠄎」について

漢字字書は字体の面で漢字の規範を表すことが基本的な役割であり、その基準となる字書が『康熙字典』であることは前述したとおりである。特に活版の字書の場合には一文字一字形が確定するので、より『康熙字典』の規範を重視するようになることが予想される。この点について「𠄎」を例に挙げて考察していくことにする。「𠄎」の『康熙字典』での字形は「𠄎」であり、草冠とその下部の形によって分類すると漢字字書では以下の字形が見られる。特にここでは草冠の下の「𠄎」の形態に注目して考察していきたい。

## a 芽

- ③ 『新訳大全文字通』 明治九年 銅版  
 ⑦ 『家註文日本大玉篇』 明治二四年 石版  
 ⑨ 『明治大広益会玉篇大全』 明治三六年 銅版

## b 芽

- ① 『鼈頭増補字林玉篇大全』 明治四年 木版  
 ⑤ 『明治広益無双玉篇』 明治一八年 銅版  
 ⑥ 『明治広集玉編大全』 明治二四年 石版  
 ⑫ 『家註鼈頭帝国会玉篇』 大正二年 銅版

## c 芽

- ⑩ 『漢和新字林』 明治三九年 活版

## d 芽

- ② 『新撰万通字類大全』 明治七年 木版

## e 芽

- ④ 『掌中明治字典』 明治一三年 銅版

## f 芽

- ⑬ 『漢和大事典』 大正二年 活版

## g 芽 h 芽 (同字)

- ⑭ 『新撰日本新玉篇』 大正三年 活版

a b c の字形は草冠の下が「牙」の形となっており、八種の字書で見られる。版種の面から見ても木版一種、銅版四種、石版二種、活版一種と、特定の版の種類に偏ることなく、共通して使用されており、また時代的にも明治四年刊行の①『鼈頭増補字林玉篇大全』から、大正二年刊行の⑫『家註鼈頭帝国会玉篇』までに分布しており、

当時において一般的な形態であったと考えられる。d は「牙」の第二画の縦画が第一画と離れている形態であり、e は「牙」の最終画が右上の方向に突き抜けている形態になっているが、両方とも「牙」とはデザイン上の違いと扱うことができると考えられる。「牙」の形は『康熙字典』の字形である「芽」の下部の形とは異なるものの、字書の実態からはこちらの方がより一般的な形態になっていると考えられ、漢字字書が『康熙字典』の規範に必ずしも忠実ではないということを示す一例と言え、注目される。

これに対し、f と g は『康熙字典』の字形と類似しており、とくに f は『康熙字典』とデザイン上の差と見なされるほどの違いはほとんど同じ字形である。これは、活版の字書が『康熙字典』の規範を重視した結果、調査対象のほとんどの漢字字書で採用されていた一般的な「牙」の形態を退け『康熙字典』に見られる形態を採用したものである。また h は、g と共に⑭『新撰日本新玉篇』(大正三年・活版)に採用されている字形で、『康熙字典』の字形の下部が「牙」の形になっている。これは、活版で『康熙字典』を重視した字形を採用する一方で、それとは異なる形の異字形を掲出している点で注目される。

ここでは、「芽」という一例のみについての考察にとどまり、活版の字書が常に『康熙字典』の規範を重視する傾向があるという一般論までを導き出すことはできないが、少なくとも他の字書で多く見られた字形とは異なる、『康熙字典』に近い f の字形を採用している『漢和大事典』という活版の字書の一つの性格を表すものとして注目すべき例といえる。また、c の字形が採用されている『漢和新字林』は同じ活版であるが異なる形態になっており、こ

これは活版であったも編者によって字体認識に違いの存することを表すものかと思われるが、詳しい考察は今後の課題にしたい。

### 三、おわりに

以上、漢字字書の性格を漢字の字形を通して考察してきた。

本稿では、漢字字書が基本的には、『康熙字典』の基準を参照しながらも、日本における漢字字体の規範を表すという性格から、『康熙字典』とは一致しない、日本で使用される漢字字体を掲出する場合も見られる点を明らかにした。明治期の漢字字書では、『康熙字典』の規範とはデザイン上、字体上合致しない字形も種々掲載され、多様な形態上のバリエーションが認められる。これは、書写体という手書きの際の漢字字形や、漢字字書刊行当時の一般通用の字形が取り入れられた結果によるものと見られる。この点に関しては、書写体や通用字体の実態についての漢字ごとの考察が必要と思われる。

次に活字による漢字字書は木版や銅版、石版など他の種類の版による字書に比べて、『康熙字典』の規範により近い字形を採用しているという点についても触れた。これは、木版や銅版、石版が同一字でもデザインや字体の違いが生じたり、書写体が反映される場合があるのに対し、活字は一つの文字に対してその字形が一つに固定されるという条件からより強く、『康熙字典』の規範を重視し、その字形を採用するようになったものと思われる。

さらに調査対象となる漢字と字書の範囲を広げた実態調査が必要と思われるが、今後の課題としたい。

注

(1) 本稿で調査対象とした漢字字書には、見出しを漢字にし和語で説明を加えたもの、中国の字書をそのまま踏襲しているもの、今日の漢和辞典のように音訓や熟語の説明が詳しく載っているものなど様々な形式のものを含めている。

(2) この点に関して江守賢治氏は次のように述べている。

明治に入り、活版印刷の発達にともなう漢和辞典が普及し、これが従来の行書・楷書による識字に大きな影響を与え、漢字の字体の認識を混乱させる結果となった。漢和辞典に示された字体は『康熙字典』を基準にした明朝体という活字体であり、楷書といちじるしく異なった字体であった。このような字体を康熙字典体または単に楷書体という。それでも初めのうちは小学校などでの「習字」によって楷書体によっていた。しかし、しだいに学者は字典体で字体を説明するようになり、楷書に最も通曉した書家さえ、楷書と字典体を混せて書くようになった。

(江守賢治(一九八八)「字体筆順の指導」『漢字講座 二 漢字教育』明治書院)

(3) 文化庁文化部国語課による『漢字字体関係参考資料集 明朝体活字字形一覧(上)(下)——一八二〇年〜一九四六年——』は、「現存する活字の総数見本帳を用いて、明治以来の我が国で実際に使われてきた明朝体活字の字形とその異同の範囲を明らかにする(凡例1—1)」という目的で編まれた資料であり、一八二〇年から一九四六年までの三種類の活字総数見本帳を字種ごとに刊行年の古いものから順にならべた資料である。『康熙字典』が活字の基準になった点については前記資料の次の記述による。

明朝体活字字形の典拠となったのは、『康熙字典』の字形であるとされている。本資料集で資料(1)として用いた、『五車韻府』中の「Index of the Characters」を収録している、R・モリソンの『A Dictionary of the Chinese Language』も『康熙字典』に基づいたことが「序説」に記されている。

(文化庁文化部国語課(一九九七)『漢字字体関係参考資料集 明朝体活字字形一覧(上)——一八二〇年〜一九四六年——』「解説」、原文は横書き)

(4) 本稿で取り上げた漢字字書は、前田富祺氏所蔵の字書のうち、明治初

期から大正初期にかけて年代順に、木版・銅版・石版・活版など各種の版がそろるようにならされた。所蔵字書については「字書目録」を作成しており、公表を予定に字書の追加・修正の作業を行った。また、本稿では、漢字字書の書名を現行の字体に直して示す。

(5) 「版種」は、山田忠雄氏の『近代国語辞書の歩み——その模倣と創意と』(三省堂、一九八一年)下巻の「附表」を参考にし、一致するものがない場合、刊行年の異なる同類の字書から類推判断した。

(7) 注六の「附表」に同じ書名の明治一〇年刊行の字書が二種見られ、両方とも銅版であるという体裁の記述に従い判断した。

(8) 本稿では「漢字字体関係参考資料集 明朝体活字字形一覽(上)(下)」(一九二〇年—一九四六年)を参照し、『康熙字典』の字形を挙げた。同書は『王引之校改本 康熙字典』(上海古籍出版社、平成八年一月第一版発行)を資料として用いたとの記述が「解説」に見られ、これは「道光版の影印本」に当たるといふ。

(9) 漢字は現行の字体に直した。

(10) 秋田喜三郎氏は、国定国語教科書の漢字字体について次のように述べている。引用文の「尋常小学国語読本」は第一期と第二期教科書の名称であり、「尋常小学読本」は第三期教科書を指す名称である。

漢字の字体は読む文字としては字体を尊重して辞書体を探り、書写体は書方手本によつて之を示してゐる。大正七年から使用した「尋常小学国語読本」および「尋常小学読本」は、いづれも書写体を正字として採用してゐたが、本書(引用者注……第四期国定国語教科書である「小学国語読本」を示す)は辞書体を本体とした文部省活字を用ひたから、ここに字体について次のやうな差異を生ずるやうになつた。

(秋田喜三郎一九七七)『初等教育国語教科書発達史』文化評論出版  
第四期の国定国語教科書から活字が使用された点については、中村紀久二氏の次の記述が注目される。

教科書体の活字が教科書に初めて使われたのは、昭和十年から使用された、いわゆるサクラ読本の、文部省「小学国語読本」巻5からである。さらに遡って文部省「尋常小学読本」、文部省「尋常小学国語読本」では、教科書体の祖形と見られる文字が印刷されている。それは、当時文部省にあつて版下を書いていた井上千圃の手書きによるものであつた。

(中村紀久二一九九七)「教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究」『平成七年度〜平成八年度科学研究費補助金(基盤研究

B(1) 研究成果報告書」

(12) 拙稿「国定読本の漢字字体の変遷(一九九八年度修士論文)」でも「産」

「産」の国定国語教科書の各期による字形の移り変わりについて述べた。本稿では、『康熙字典』に複数の字形が掲載されている場合の、俗字や同字など、異体字と規定する注記が無い漢字の字形を、『康熙字典』内部での相対的な標準体と判断する。その注記上の判断は、同文書局原版の『康熙字典』(中華書局出版、一九五八年)を参考にした。

——本学大学院博士後期課程——

表一 漢字字書の漢字字形表

艸	日			广							部首		
芽	會			廡							漢字		
芽	曾	會	會	廡	廡	廡	廡	廡	廡	廡	廡		字形
			○	俗○					俗○	俗○		木	明四①
	○					○					○	木	明七②
○			○		○				同○			銅	明九③
		○								○俗	○俗	銅	明一④
		○								○俗		銅	明二⑤
			○				○同廡				○俗	石	明三⑥
○		○								○俗		石	明二⑦
			○									銅	明四⑧
○			○							○俗	○俗	銅	明三⑨
			○		○俗廡							活	明三⑩
			○								○俗	石	明四⑪
			○								○	銅	明二⑫
			○					同○	俗○	俗○		活	大二⑬
			○									活	大二⑭

薩							芽						
薩	薩	薩	薩	薩	薩	薩	芽	芽	芽	芽	芽	芽	芽
						○							○
			○									○	
			○								○		
		○											○
○													○
			○										
					○								
	○												
				○								○	
					○								○
						○							
							○	○					